

平成28年4月20日

会員の処分

一般社団法人 日本投資顧問業協会

当協会は、定款第14条第1項第2号の規定に基づき、法令違反等の事実が認められた会員を、下記のとおり処分しました。

記

株式会社インベストメントカレッジ (会員番号 112-00101 号)

1. 処分の種類及び程度

過怠金の賦課 50万円

会員権の停止 平成28年5月1日から1か月

2. 処分の対象となった事実

無登録で投資運用業（投資一任業）を行っている状況（金融商品取引法第29条違反）

3. 処分の理由

定款第14条第1項第2号に該当

以上